

鹿沼市の公共空間 活用アイデア 募集

～公共施設等民間提案制度～

対象
市の建物・土地
全部

採用時
随契

募集アイデア

今ある公共空間をより良くする事業

例) 新しい施設サービス、未利用施設の再利用、広告掲示 など

募集団体

アイデアを実現する意志とチカラのある団体

※提案内容を自分で実現できることが条件です

特に活用いただきたい公共空間

閉校になった学校、閉園となった保育園、未利用市有地

※その他、提案に応じて物件を紹介します

建物・土地の情報を
ホームページで公開中！

鹿沼市 民間提案制度

検索



相談・提案
お問い合わせ

まずは気軽にお問合せください ※裏面もあわせてご覧ください

鹿沼市 行政経営部 ☎0289-63-2211
行政経営課 ✉gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp

鹿沼市公共施設等民間提案制度 概要

1 目的

民間事業者から提案を募り、新しい視点から公共施設等の在り方を見直し、積極的に事業化を図ることで、地域課題の解決、持続可能な社会づくりを推進する。

2 対象

市が所有する全ての公共施設等（建物・土地）

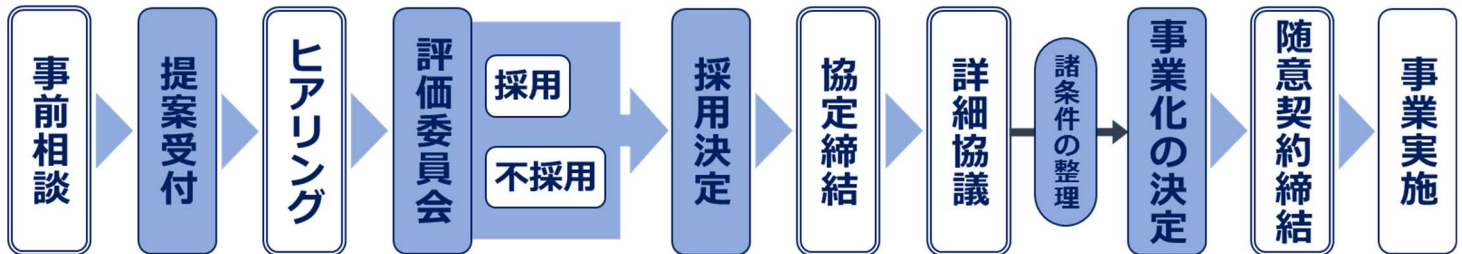
3 提案できる団体

提案した事業を自ら実施することができる団体（法人格の有無は問いません）

※個人提案や、他者に実施させる事業、既存の委託事業等を単に安く受注する提案はご遠慮ください

4 事業化までの流れ

提案が採用された場合、事業化に向けた協議成立後、提案事業者と**随意契約**を締結します。



- ①**事前相談** アイデア段階でも構いません。まずは行政経営課へお問合せください
- ②**提案書の提出** 「公共施設等活用提案書」を行政経営課へ提出（必要項目を満たせば、様式は自由）
- ③**採否の決定** 提案内容について「公共施設等民間提案評価委員会」で協議し、採否を決定
＜提案の主な評価基準＞
 - ・具体的な効果が期待でき、独自性・実現性が高い内容か
 - ・提案者が十分な実施能力・ノウハウを持っているか
- ④**協定締結・協議** 採用の場合、協定を締結し、事業化に向けたマンツーマンの詳細協議を実施
- ⑤**事業化の決定・随意契約** 協議が整えば、事業化を決定し、提案事業者と**随意契約**を締結

5 留意事項

- ・提案や協議にかかる費用は、原則として提案する事業者の負担とします。
 - ・提案書提出後、おおむね4ヵ月以内に評価結果をお伝えします。
 - ・提案が採用された場合でも、予算案件等が議会で承認されないなどの事由により実施できなくなった場合、本件は事業化されませんので、ご了承ください。
 - ・内容は、知的財産として取扱い、採否に関わらず、市は設計・仕様等に流用しません。
 - ・詳細な実施要綱や提案書等の様式は、市ホームページでダウンロードできます。
- そのほか、ご不明な点がありましたら、行政経営課へご連絡ください。

6 担当部局

鹿沼市 行政経営部 行政経営課 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

TEL : 0289-63-2211 FAX : 0289-63-2224 E-mail : gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp